

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンス体制

J-POWERグループでは、長期的な発展と企業価値の向上を図り、ステークホルダーからの信頼を得るため、コーポレート・ガバナンスの充実とコンプライアンスの徹底が極めて重要な経営課題であると認識し、さまざまな取り組みを行っています。

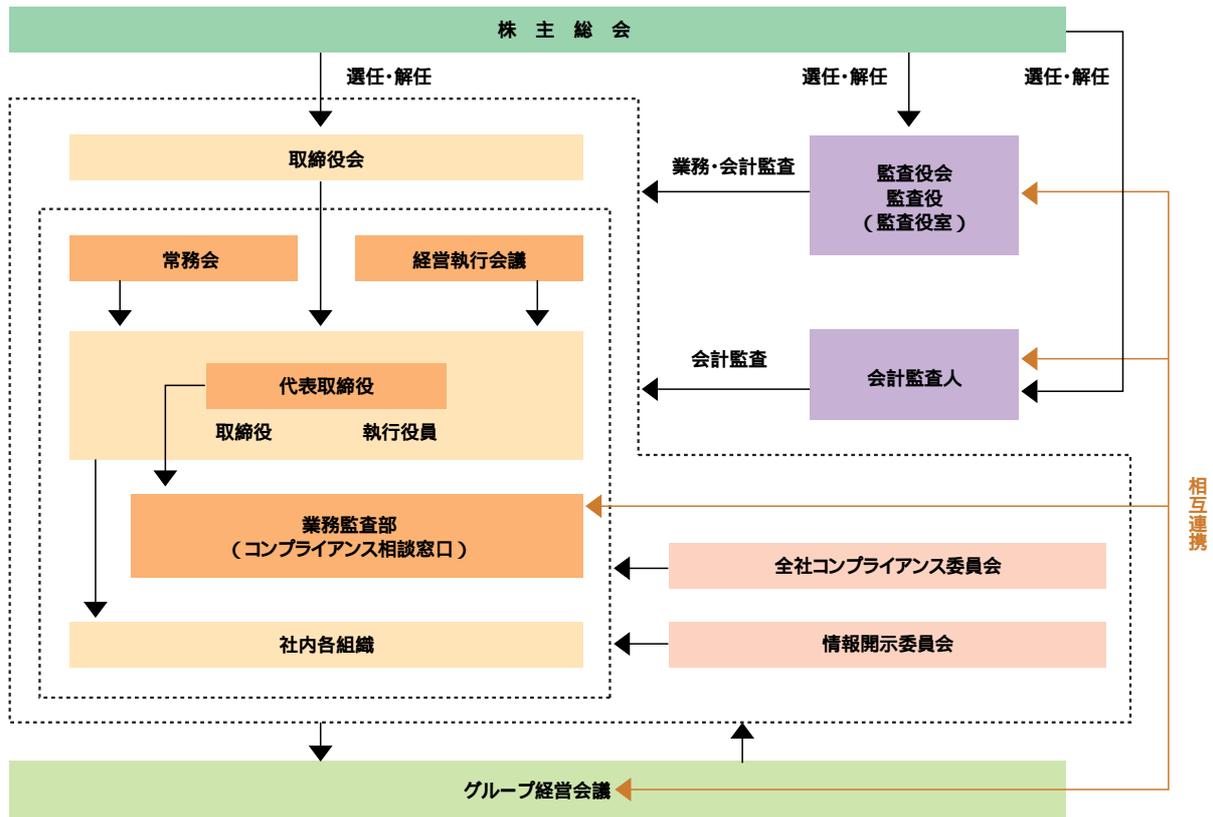
コーポレート・ガバナンス体制の概要は次のとおりです。

取締役の職務執行体制について

J-POWERの取締役は13名からなり、「企業理念」のもと「電源開発企業行動規範」に従い、確固たる遵法精神と企業倫理に基づく誠実かつ公正な事業活動を率先垂範し、その社員への浸透を図っています。

効率的かつ迅速な業務執行の観点から執行役員制度を導入し、取締役と執行役員とが取締役会の決定に基づき業務執行を分担する体制を築いています。また、取締役の経営責任を明確化し、環境変化に即応できる経営体制を

J-POWERグループのコーポレート・ガバナンス体制



構築するため、取締役および執行役員の任期は1年としています。

取締役会を原則として月1回、全常勤役員が出席する常務会を原則として毎週開催し、取締役会に付議する案件、会社運営の全般的執行方針および経営に関する重要項目について審議を行うなど、的確かつ迅速な意思決定と効率的な会社運営を行っています。さらに、代表取締役、審議案件に関係する取締役、執行役員および常勤の監査役が出席する経営執行会議において、部門ごとの重要事項の審議を行います。

また適正な業務執行を確保するため、社長直属の組織として業務監査部を設けて業務執行に関する内部監査を行っています。さらに、企業活動の透明性向上を図るため、社長を委員長とした「情報開示委員会」を設置しており、積極的、公正かつ透明な企業情報の開示を適時に実施しています。

グループガバナンスについて

2006年度より、J-POWERグループは子会社全連結会計に移行しました。

関係会社管理にあたっては、J-POWERグループの経営計画に基づき、グループ全体として総合的發展を図ることを基本方針とし、当社および主要子会社の社長などを構成員とするグループ経営会議を設置し、企業集団における業務の適正さの充実を図っています。また、監査役および業務監査部による関係会社監査も実施しています。

監査役の監査について

J-POWERの監査役は5名(うち社外監査役3名)からなり監査役会を構成しています。取締役会などの重要会議への出席や、取締役などからの業務執行状況の聴取によって取締役の職務執行状況を監査するほか、会計監査人と連携しての会計監査ならびに社内各機関および主要子会社の監査を実施しています。

日本版SOX法への対応状況について

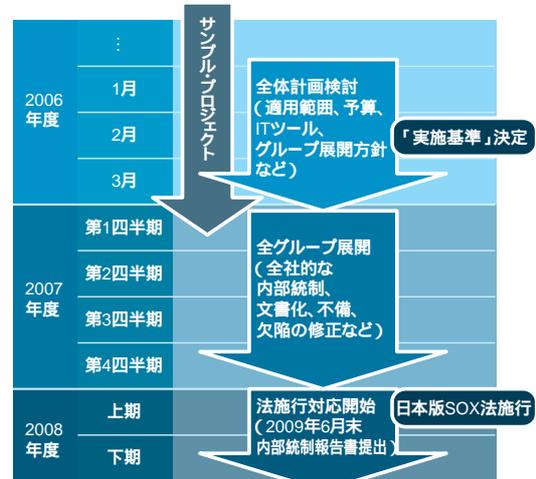
J-POWERグループでは、2006年成立の金融商品取引法で示された、企業の内部統制に関する規定(いわゆる「日本版SOX法」)への対応として、財務報告にかかわる内部統制システムの整備を進めています。

2006年7月には、内部統制に関するワーキング・グループを設置し、取り組みの進め方やJ-POWER業務に関する内部統制診断を実施しました。さらに、2006年12月から2007年1月にかけては、副社長をリーダーとするプロジェクト・チームにより、業務の可視化(文書化)について、サンプル・プロジェクトを実施しました。

2007年2月に金融庁企業会計審議会内部統制部会より示された実施基準に基づき、内部統制診断やサンプル・プロジェクトの結果を考慮したうえで作成された全体計画のもと、2007年4月以降、財務部内に内部統制整備推進グループを設置し、法対応に向けたJ-POWERグループにおける本格的な対応を開始しています。

こうした取り組みを通じて、財務報告にかかわるリスクを明確に把握し、そのコントロールを適正に行っていくことで、J-POWERグループにおける内部統制システムを確立していきます。

日本版SOX法対応スケジュール



危機管理

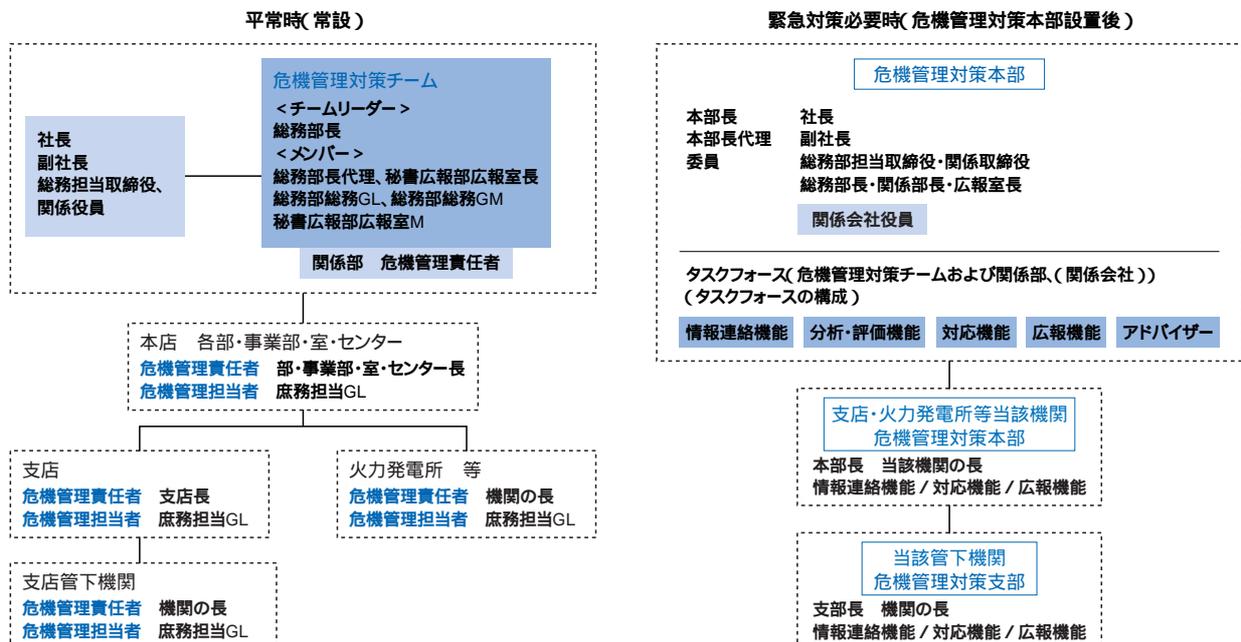
J-POWERの事業を取り巻くリスクは複雑化・多様化しており、私たちは自己責任に基づきさまざまなリスクを的確に把握するとともに、危機発生時にはこれを適切に管理していくことが求められています。

私たちはこのようなリスクを十分認識し、顧客、株主、地域などのステークホルダーはもちろん、社会から信頼される企業として、経営資源の保全を図っていくために、危機管理規程を定め、リスクおよび危機発生に対する全社的な取り組みを行っています。

危機管理体制

J-POWERは、危機管理体制として、(1)「危機管理対策チーム」の常設、(2)本店各部・現地各機関における危機管理責任者・担当者の選任を行い、(3)必要に応じて「危機管理対策本(支)部」を設置して対応にあたることとしています。

危機管理組織体制



GL:グループリーダー
GM:グループメンバー
M:メンバー

(1)危機管理対策チーム

本店総務部に「危機管理対策チーム」を常設し、危機事象の予見・発生時の速やかな初期対応、ならびに危機管理対応業務の総括を行っています。

危機管理対策チームでは以下の事項を所掌しています。

- ・危機の予見・発生時の初期対応
- ・リスクの把握、リスク情報の収集・管理
- ・教育・訓練の推進 ほか

(2)危機管理責任者、危機管理担当者

本店各部および現地各機関における危機管理責任者・担当者を選任し、迅速な初期対応ならびに情報伝達を図っています。

(3)危機管理対策本(支)部

危機の予見・発生時において、その重大性から緊急対応の必要がある場合は、速やかに危機管理対策本(支)部を設置して対応にあたります。

情報セキュリティへの取り組み

情報セキュリティ活動の推進

企業における高度情報化の進展やIT活用が進むなか、情報セキュリティの重要性はますます高まっています。電力の安定供給の責務を担うJ-POWERにおいては、より高いレベルで情報セキュリティを維持・向上させていくことが重要であると認識しており、さまざまな施策を積極的に推進しています。

情報セキュリティ基本方針の制定

J-POWERはグループ全体の取り組み方針として「情報セキュリティ基本方針」を制定し、ホームページを通じ公表して

います。この基本方針に基づきグループ企業全体で情報セキュリティの整備を進めています。

技術的側面ではインターネットを介した外部からの不正侵入防止、業務用PCの個人認証の強化や情報漏えい対策システムの導入など各種対策を講じています。また、人的セキュリティの向上として社員の教育・啓蒙活動の充実や業務用PCの適正利用の徹底などにも取り組んでいます。

電力の重要システムにかかわる連携強化

電力運営にかかわる重要システムのIT障害に迅速かつ適切に対応するため、関係省庁ならびに電力業界全体で連携体制を強化しており、電力の安定供給にIT分野でも努めています。

具体的な情報セキュリティ対策

組織・体制

- ・全社情報セキュリティの統括部門として経営企画部内にIT・通信室を設置。
- ・情報セキュリティ委員会を通じた全社管理、規程類の整備、自主点検・第三者検証の実施

人的対策

- ・全グループ従業員を対象としたe-ラーニング、セミナーなど教育・啓蒙、PC利用遵守事項の確認を徹底
- ・情報セキュリティ推進者教育の実施

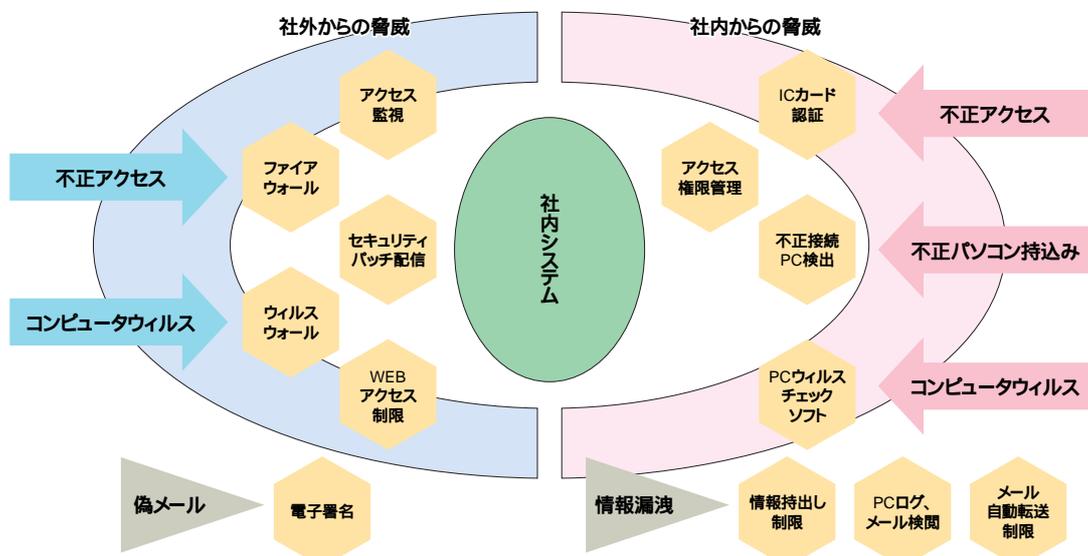
物理的対策

- ・ICカード(社員証)による入退出時の施錠管理(本店)
- ・執務室と会議・応接スペースの分離化

技術的対策

- ・ICカード(社員証)による各種システム利用者の制限(認証機能)
- ・電子情報持出し行為の上長承認およびファイル暗号化
- ・各種操作ログの収集・分析管理

J-POWERグループの情報セキュリティ対策



コンプライアンス

コンプライアンスに対する考え方

J-POWERは従前よりコンプライアンス経営に力を注いできました。企業にとって、社会的信用の保持はすべての企業活動の大前提です。一時的利益にとらわれることなく、法令遵守はもとより、企業としての高い倫理観を持ち行動することにより、社会的信頼を揺るぎないものにしていく必要があります。

2006年度は少なからぬ反コンプライアンス事案が発生・判明したことを受け、これを真摯に反省し、一層のコンプライアンス強化を進めていきます。

コンプライアンス推進体制

2001年1月に「企業行動規範」を定めるとともに、経営者と従業員個人々の業務活動に際してのより具体的な行動の判断基準として「コンプライアンス行動指針」を制定し、これらに基づいてコンプライアンス推進のための社内規程を整備しています。また、全社的なコンプライアンス推進方策の検討、および反コンプライアンス問題に対する迅速な対応と再発防止を図る組織として、社長を委員長とする「全社コンプライアンス委員会」を設置するとともに、コンプライアンスを実

践する各執行機関には機関別のコンプライアンス委員会を設置しています。

さらに、従業員がコンプライアンス上の問題に直面した場合の相談窓口として、「コンプライアンス相談窓口」を業務監査部内に設置し、その利用を促しています。相談にあたってはプライバシーの保護はもちろん、相談者が不利益を受けることがないようにしています。

また、グループが一体となってコンプライアンス推進を図ることも重要であることから、グループ経営会議を通じてグループ間の連携を図っています。

規程類	委員会等
企業行動規範 コンプライアンス行動指針 コンプライアンス推進規程等	全社コンプライアンス委員会 機関別コンプライアンス委員会 コンプライアンス相談窓口

コンプライアンス教育・啓発

従業員一人ひとりのコンプライアンス意識を高め、必要な知識を修得しコンプライアンス推進を実効あるものにするために、以下のようなコンプライアンス教育や啓発活動を実施しています。

(1) コンプライアンスガイドブックの配布

コンプライアンス行動指針の周知徹底を図るため全従業員

「コンプライアンス行動指針」の骨子

[1]基本事項

法律や社内規程等で決められたことを守る
社会の常識に従って行動する

[2]遵守事項

1. 社会との関係

社会への貢献
法令・倫理の遵守、文化・慣習の尊重
適切な情報の開示
適正な広報活動
寄付・政治献金規制
反社会的勢力との関係断絶
環境の保全
情報システムの適切な使用

知的財産権の保護
輸出入関連法令の遵守

2. 顧客・取引先・競争会社との関係

エネルギー供給と商品販売の
安全性と信頼性
独占禁止法の遵守
調達先との適正取引
不正競争の防止
接待・贈答

3. 株主・投資家との関係

経営情報の開示
インサイダー取引の禁止

4. 官庁・公務員との関係
適正な許認可・届出手続き
公務員に対する接待・贈答

5. 社員との関係

人権尊重・差別禁止
セクシュアルハラスメント
プライバシーの保護
職場の安全衛生
労働関係法の遵守
就業規則の遵守
適正な会計管理と税務処理
会社資産の適切な使用

員にコンプライアンスガイドブックを配布しています。2006年度は改訂版を発行・配布し、事例を加えた内容に改めました。

(2) e-ラーニングの実施

2006年度にコンプライアンス意識と知識の向上を目指し、全従業員を対象にイントラネットを利用してコンプライアンスに関するe-ラーニングを実施しました。

(3) その他

階層別の研修や実務研修の機会を利用し、コンプライアンス研修を実施しました。

反コンプライアンス事案と再発防止対策について

2006年度は以下の反コンプライアンス事案が発生あるいは判明しました。私たちはこれらの事態を重く受け止め、真摯な反省のもとにJ-POWERグループ全体として、企業風土・従業員意識の改革に取り組み、内部統制システムの整備と実効的運用を図るとともに、コンプライアンス強化を進め、再発防止対策を確実に実施し、社会的信頼の回復に努めていきます。

発電設備にかかわる反コンプライアンス事案

2006年11月に国土交通省ならびに経済産業省からの指示を受け、当社発電設備にかかわる点検・調査を実施し、データの改ざん・不適切な取り扱い、手続き不備等が数多くあったことが判明しました。

再発防止対応としては、J-POWERグループ全体に共通する背景、問題点を

- 企業風土・社員意識にかかわるもの
- 内部統制システムにかかわるもの
- コンプライアンスの推進活動にかかわるもの
- 知識・理解不足にかかわるもの

に分類したうえで、それぞれについて具体的な再発防止アクション・プログラムを策定し継続的に取り組むこととし、実施状況を評価・確認しながら確実に再発防止対策を実施していくことにしています。

(詳しくはJ-POWERホームページ [WEB](http://www.jpowers.co.jp) www.jpowers.co.jp ニュースリリース2007年3月30日付「発電設備に係る点検結果の報告について」、2007年4月6日付「発電設備に係る点検・調査結果報告書を踏まえた再発防止対策について」、2007年5月21日付「発電設備に係る点検・調査報告書を踏まえた再発防止アクション・プログラムについて」をご参照下さい。)

環境法令に抵触する事案

2006年8月、以下3件の事案について海上保安庁より再発防止について指導を受けました。

大間原子力建設準備所において、2003年9月、工事海域に流れ着いたコンブを船上から排出したことに対し海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に抵触したとして、2006年1月に礫子火力発電所、同年3月に竹原火力発電所で発生した排水トラブリ(高pH排水)について、水質汚濁防止法に抵触するとして指導を受けたものです。

これらの状況を受けて同年9月に社長名の達「コンプライアンス違反事項の再発防止の徹底について」により再発防止を周知徹底するとともに、法令チェックの徹底や作業内容の確認の徹底や設備面での改善等について各機関に水平展開し、再発防止に努めました。(各事象の具体的な状況・対策についてはP57「環境法抵触事象の発生状況」をご参照下さい。)